

農地法第3条許可申請に必要な書類

提出書類		発行機関等	手数料等	部数	
○	3条申請書(貸借の場合の契約書を含む) ※申請書類への押印は、次のとおりです。 譲渡人:実印、譲受人:認印	平川市農業委員会	—	3部	
○	土地の全部事項証明書	法務局(登記所)	全部事項証明:1筆600円	各1部	
○	譲渡人の印鑑証明書	居住地の市町村役場	市町村による		
△	3条(所有権移転)の場合 → 住民票(写)	居住地の市町村役場	市町村による		
△	代理人が申請する場合 → 委任状(印鑑証明書添付)	平川市農業委員会	—		
△	譲受人が市外居住者の場合 →	農地基本台帳の写し	居住地の農業委員会		—
		耕作証明書			
		住民票謄本(世帯全員文)			
△	譲渡人が市外居住者の場合 → 農地基本台帳の写し	居住地の農業委員会	—		
△	生前一括贈与の場合 → 資産証明書	居住地の市町村役場	市町村による		
△	新規取得者の場合 → 営農計画書	居住地の農業委員会	—		
△	農業生産法人の場合 →	農業生産法人要件確認書	居住地の農業委員会	—	
		法人の構成員の名簿			
		※初めての申請の場合に必要な 法人登記事項証明書、定款、 法人印鑑証明書	法務局(登記所)	全部事項証明:1通600円 印鑑証明書:1通450円	
△	一般の法人の場合 →	営農計画書	居住地の農業委員会	—	
		※初めての申請の場合に必要な 法人登記事項証明書、定款、 法人印鑑証明書	法務局(登記所)	全部事項証明:1通600円 印鑑証明書:1通450円	
△	未相続農地の場合 → 相続関係を証明する書類(戸籍謄本等)	本籍地の市町村役場	市町村による		

○は必ず必要となるもの、△は場合により必要となるものです。

※必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。